

## 2 - ① 「内部質保証に関する方針」

制定 2020年12月2日

改訂 2023年10月1日

改訂 2024年4月1日

### 1. 基本方針

本学は、建学の精神に基づく理念・目的を実現するために、自己点検・評価とPDCAサイクルを機軸とする内部質保証システムを構築し、十分にこれを機能させることにより、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び改善に取り組むものとする。

#### (1) 自己点検・評価の方法

自己点検・評価は毎年度実施する。また、法人、大学全体及び研究科、学部等の部局別及び自己点検・評価項目別を実施する。

#### (2) 外部評価の導入

大学基準協会等による外部評価のみならず、毎年度における自己点検・評価の評価検証においても学外者による外部評価を導入し、自己点検・評価の客観性・妥当性の確保に努める。

#### (3) 教育研究・教学上の情報集積と分析

自己点検・評価の客観性・妥当性を確保するために、教育研究及び教学等に関わる情報を集積し、IRによる分析・評価等を行う。

#### (4) 結果の公表

自己点検・評価及び外部評価等の結果については、学外へ公表する。

#### (5) PDCAサイクルの実質化

自己点検・評価及び外部評価等結果の当該部局へのフィードバック、及び恒常的に実施されるFD・SD研究会での議論等を通じて、PDCAサイクルが内部質保証に果たす役割の重要性を全教職員に認識させ、PDCAサイクルの実質化を図る。

#### (6) 階層構造

PDCAサイクルを実質化するために、全体を「全学レベル」、「学部・研究科・センター（教育系）レベル」および「事務系部署レベル」、「授業科目レベル」の3階層に分け、全学レベルの責任主体は学長、学部・研究科・センター（教育系）レベルは研究科・学部等の長及び教授会、事務系部署レベルは部署の長、授業科目レベルでは各教員とする。

### 2. 組織体制

本学は、学長のガバナンスのもと、内部質保証にかかわる適切な内部統制組織を構築する。

#### (1) 全学的組織

本学の内部質保証を推進するため、以下の通り組織体制を整備する。

## ① 学長室会議

全学的な内部質保証推進の責任を担う組織は、学長室会議とする。学長室会議は、教育審議会、大学評価審議会、入試戦略会議、IR 運営委員会等からの答申、報告、提言内容等を踏まえ、全学的な内部質保証の推進のための施策の企画立案を行う。

## ② 東海大学大学評価審議会（以下、大学評価審議会とする）

大学評価審議会は、2つの専門委員会を統括し、全学の教育・研究及び組織・管理運営等の点検・評価活動に係わる基本施策の策定、実施・運営・管理に必要な事項の審議を行う。大学評価審議会は2つの専門委員会からの報告を受け、全学的な問題点、課題、改善事項を審議するとともに、全学及び研究科・学部等・事務系部署の内部質保証の適切性と改善向上にかかわる評価検討を行い、その結果を学長室会議に答申する。

### ②-1 自己点検・評価委員会

大学評価審議会からの指示を受け、大学・研究科・学部等に関する自己点検・評価のあり方の検討、自己点検・評価の実施、各部署から提出された自己点検・評価結果の点検・評価を行う。また、公益財団法人大学基準協会の定める認証評価基準への対応に関する事項についても審議する。自己点検・評価委員会における点検・評価の結果は、大学評価審議会に報告する。

### ②-2 総合的業績評価委員会

大学における教育・研究・学内外活動の活性化を図ることを目的に、「東海大学総合的業績評価制度内規」に基づく総合的業績評価結果の検証、及び「東海大学総合的業績評価制度内規」の改訂に係る審議を所管する。総合的業績評価結果の検証結果と制度の改善点等は、大学評価審議会に報告する。

## ③ 東海大学教育審議会（以下、教育審議会とする）

学長室会議からの諮問を受け、全学レベルでの教育理念、教育目標、3つのポリシーの策定方針、全学共通の教育課程の編成、全学的な教育の実施に係わる基本政策、学部・研究科等の教育課程相互の調整、教育内容の改善策等について審議し、審議結果を学長室会議に答申する。

3つのポリシーに関する役割分担としては、3つのポリシーの策定・改訂に係わる事項は教育審議会が担当し、策定されたポリシーに従った教育活動の実施及び成果の点検・評価については、大学評価審議会とその下の専門委員会が担当する（別紙：内部質保証推進体制（教育））。

## (2) 研究科及び学部等組織

学部・研究科・センター（教育系）（以下、学部等とする）の内部質保証については、学部等の長及び教授会が主体となって組織的に推進する。学部等組織はそれぞれ評価委員会を設置し、大学評価審議会からの指示を受けて毎年度自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価報告書としてまとめ、大学評価審議会に報告する。

### （３）事務組織

内部質保証の推進を円滑に図るため、事務系部署評価委員会を設置する。事務系部署評価委員会は、自己点検・評価委員会の下に設置し、主に事務系部署が所管する業務について自己点検・評価を行い、評価結果を自己点検・評価委員会に報告する。

## ３．教育政策の立案・決定、実施、検証及び改善・向上（教育のPDCAサイクル）の運用プロセス

### （１）全学レベル

#### <立案・決定>

教育審議会は、学長室会議からの諮問を受け、全学的な教育政策の立案を行い、学長室会議に答申する。教育審議会が提案した教育政策は学長室会議での検討協議を経て、学部長会議、大学院運営委員会において審議・報告し、決定する。また教育審議会は、３つのポリシー策定に関する基本方針を策定し、学部・研究科に３つのポリシーの策定を指示する。学部・研究科が３つのポリシーの策定・改訂を行う際には教育審議会において全学的な観点からその内容の整合性、適切性を点検し、問題があれば修正を指示する。

#### <実施>

教育の実施にあたっては、学部等の教育研究組織と事務系の各部署が全学的な方針・計画に沿って確実に実施できるよう、学部長会議、大学院運営委員会、常任教務委員会、入試企画委員会その他の全学の委員会、会議体を通じて情報伝達・調整を図る。

#### <検証及び改善・向上>

教育政策の実施状況や成果の検証については、大学評価審議会が行う。大学評価審議会は、その下に設置した自己点検・評価委員会に対し、学部等及び事務系部署の自己点検・評価結果の点検・評価を指示する。自己点検・評価委員会からの報告を受けた大学評価審議会は、全学的な問題点・課題、内部質保証の適切性の点検・評価とその改善向上に向けた提言について審議し、その結果を学長室会議に報告する。学長室会議では、改善すべき課題の優先順位や改善に向けた方針を決定し、全学の委員会、会議体や各部署・担当に対して改善計画の策定を指示する。

策定された改善計画の妥当性については学長室会議において点検し、計画の実施・目標達成状況については毎年度の自己点検・評価活動において点検・評価する。

### （２）学部・研究科・センター（教育系）レベル

学部・研究科・センター（教育系）においては、学部等の長及び教授会が主体となり、教育の内部質保証を担う。研究科・学部等では、学位プログラムごとに適切な教育目標、3つのポリシーを設定し、学修成果を明示し、学修成果を達成するための教育課程・授業科目を編成する。設定した各種方針に基づき、学部等は組織的に教育プログラムを実施する。学部等の評価委員会では、教育プログラムの実施状況や学修成果の達成状況について適切な指標を用いて把握・評価し、それを踏まえた自己点検・評価を実施する。自己点検・評価結果は大学評価審議会に報告するとともに、把握した問題点・課題については研究科・学部等の長の指揮のもと、教育課程、内容、方法の改善・向上に向けた検討を行い、改善策を策定、実施する。また自己点検・評価結果を踏まえて3つのポリシーの見直しも行い、必要であれば改訂する。

### （3）授業科目レベル

教員は、シラバスにおいて各授業科目の目的・学修内容、ディプロマ・ポリシーとの関係、学修成果目標、成績評価の基準・方法、各授業回の主題と位置付け等を明示し、それらに基づき授業を実施する。成績評価にあたっては、シラバスやルーブリックによって示した基準に基づく厳格な成績評価を実施する。授業終了後に教員は、履修者の成績や各種アンケート結果等をもとに授業内容、方法の有効性を検証し、シラバスの点検を行う。その結果に基づき教員はシラバス、授業内容、方法の改善を行うとともに、自身の教育能力の向上に資するFD・SDを実施する。

以上